

# 臨床倫理の方針

## 医療機関・医療従事者の義務

### (誠実に医療を提供する義務)

医療機関・医療従事者は患者の人格の尊厳と健康に生きる権利を尊重し、患者との信頼関係を確立、保持し、誠実に最善かつ安全な医療を提供しなければならない。

### (患者の権利を擁護する義務)

医療機関及び医療従事者は、常に患者が有する精神的、肉体的負担等に配慮しつつ率先して患者の自律権と正義を保証し、もしくは回復するために適切な手段を講じて、常に患者の権利を尊重し、これを擁護しなければならない。

### (医療従事者としての研鑽義務)

医師・歯科医師、看護師、薬剤師等すべての医療従事者は、それぞれに付与された法律上の資格と倫理基準にふさわしい能力と品性を保持し、その向上のため絶えず研鑽しなければならない。

### (医療従事者における誠実対応義務)

医療機関及び医療従事者は、医療行為によって患者に被害が生じた場合、患者本人、家族、遺族に対して誠実に対応しなければならない。

前項の場合、医療機関及び医療従事者は、医療被害の原因の救命に努め患者、家族、遺族に対して責任の有無をあきらかにして充分な説明を行うとともに、再発防止の措置を講じなければならない。

# 患者-医療者のパートナーシップ<sup>®</sup>

## 医療への積極的な参加にご協力ください

当院は、患者さんにとってわかりやすく納得のいく医療を進める上で、患者さんと医療者とのパートナーシップを大切な事として位置付けています。患者さんを中心とする医療サービスの向上を実践するため、患者さんの権利を尊重すると共に、根拠（エビデンス）を基にした医療を提供し、インフォームドコンセント・セカンドオピニオン・情報開示・安全確保等により、患者さんの意思で医療を自由に選択し、決定できるように病院全体で組織的に取り組んでおります。また、個人情報管理、情報のセキュリティには充分に配慮しています。

そのためには、患者さんへのお願いもあります。安全確保のため、健康状態や病状の変化等をきちんとお伝え下さい。外来診察室へ入室後や点滴・注射の薬剤投与の際など、お名前の確認にご参加下さい。お困りの点、お気づきの点など、ご質問がありましたら、職員に直接お話して頂いたり、相談窓口へお越し下さい。院内にはご意見箱を設置しております。患者さん自らの役割を理解していただき、実行してくれることによって、患者さんと医療者がお互いに協調して良好な関係を築いていきたいと考えています。

### 患者の権利各則

#### (自己決定権)

患者は、医師および医療従事者の誠意ある説明、助言、協力、指導等を得た上で自由な意志に基づき、診療、検査、投薬、手術、その他の医療行為に同意し、選択し、あるいはそれを拒否することができる。

#### (説明および報告をうける権利)

- (1) 患者は、医師および他の医療従事者から、自己に対する医療行為の目的、方法、危険性、予後、選択しうる他の治療手段、担当する医療従事者の氏名、経歴、自己に対してなされた治療、検査の結果などにつき、充分に理解できるまで説明と報告を受け取ることができる。
- (2) 患者は、医療機関あるいは医療従事者に対して、自己の治療経過に関する要約的文書（サマリー）の作成・交付を求めることができる。

#### (インフォームドコンセントの方式・手続き)

- (1) 患者および医療従事者は医療行為に関する説明と同意につき、書面より行うことを求めることができる。
- (2) 患者が疾病、未成熟などを原因として、医療行為に関する説明、報告を理解し、あるいは同意・選択・拒否する能力が欠如している場合は患者に代わって患者の最善の利益を代弁することのできる法律上の権限を有するものを患者の代理人とする。

(医療機関を選択する権利と転医・入退院を強制されない権利)

患者は医療機関を選択し、転医することができ、また、自己の意志に反する転医や入退院を強制されない。患者はいつでも転医に必要な情報おを受ける権利を有する。

(セカンドオピニオンを得る権利)

患者は自己に対する医療行為に対し、必要と考える場合は、いつでも同一医療機関の別の医療従事者、或いは他の医療機関の医療従事者からの意見を求めることができる。＊チャート参照

(診療記録の閲覧謄写請求権)

患者は医療機関が有している自己の医療記録（カルテ等）を閲覧し、或いはその写しの交付を求めることができる。

(証明書等の交付請求権)

患者およびその遺族は、医療機関および医療従事者に対し、患者に関する診断、投薬、手術、入院、通院と治療の経過および結果、医療費の明細、出席、死亡などの事実を証明する書面の交付を求めることができる。

(個人情報を保護される権利)

患者は、診療過程において医療機関および医療従事者が取得した自己の個人情報を保護され、事前の同意なくして或いは自己に対する治療目的以外で第三者に開示されない。

(快適な施設環境と在宅医療および私生活を保証される権利)

患者は、快適な施設環境のなかで、或いは住宅において、最善かつ安全な医療を受け、可能な限り通常の社会生活に参加し、或いは通常の私生活を営む権利を有する。

(不当な拘束や虐待を受けない権利)

患者は、不当な拘束や虐待を受けない権利を有する。

(試験研究や特殊な医療における権利)

患者は、試験、研究に参加せず、或いは一般化していない特殊な医療を拒否する事ができ、そのことによっていかなる不利益扱いも受けない。

患者が試験、研究に参加し、或いは特殊な医療を受けるに際しては、その目的、危険性、予後、担当による研究者或いは医療従事者の氏名、資格、経歴などにつき、書面による同意を与えなければならず、また、患者はいつでも自己の同意を撤回することができる。

(医療被害者の救済を受ける権利)

患者に医療行為による被害が生じた場合、患者本人、家族、相続人は、迅速かつ適切な救済を受ける権利を有する。

(苦情審査申立権)

患者は、自分の権利が侵害され、或いは尊重されていないと感じる場合にはいつでも当該医療機関に対して苦情を申し立て、必要な場合には患者の権利委員会における調査を経たうえで、迅速な回答を得る権利を有する。

# 患者の権利擁護システム

## (権利の公示制度)

患者は、受診する医療機関に対し、患者の諸権利について記した書面の交付を求めることができる。医療機関は、本法に定める患者の諸権利を具体的に行使する手続き等（苦情窓口を含む）につき施設内に公示しなければならない。

## (患者の権利支援担当者など)

全ての医療機関は、施設内において患者の権利擁護に関する業務に従事する患者の権利支援担当者を置くとともに、施設代表者、患者代表者および第3者委員からなる患者の権利委員会を設置して日常的に患者・家族からの苦情を受け付け、苦情の原因を迅速に調査し改善策を競技するなど、可能な限り対話を通じて患者の意見や苦情が適切に解決されるよう努力しなければならない。

## (患者の権利審査会)

患者およびその家族、あるいは法律上患者に代わって意思表明を成しうるもの、または法律上の保護義務を有するものは医療機関および医療従事者による権利の侵害がある場合（苦情申し立てに対して、2ヶ月を経ても回答が出されない場合を含む）患者の権利審査会に対し、権利侵害の排除、あるいは自己が求める権利の実現および公平な紛争の処理を求めて、審査の申し立てを行うことができる。地方自治体は、群または市の段階および都道府県の段階において、それぞれ患者の権利審査を設置しなければならない。患者の権利審査会には、患者（団体）、住民代表、弁護士、医療従事者を含み、かつ医療従事者が半数を超えないものとし、その構成および運営については政令で定める。

## (審査および制裁手続きと裁判の関係)

患者の権利審査会は、必要があると認める場合は、当該医療従事者に対して、口頭や文書による報告、医療記録などの提出を求めたうえで審査し、具体的に採るべき措置について勧告し、あるいは権利侵害の事実につき公表することができる。患者の権利審査会に対する申し立ておよび審査は別に裁判を起こすことを妨げない。

\*医療安全管理上、事故発生した場合等には保健所、福岡精神病院協会への報告届け出を書類にて行っており、医療審査会にて話し合いがなされる。

医療法人社団飯盛会  
倉光病院